

福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料 (令和4年10月1日～)

福島県土木部建築指導課

【1. 長期優良住宅建築等計画に係る申請手数料】

①新築の認定申請の場合 (法第5条第1項～第4項)

1棟の総戸数		事前審査なし	長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付あり	住宅性能評価書 (左に記載の住宅性能評価書を除く。) の添付あり
1戸建て住宅		45,000円	13,000円	17,000円
共同住宅等	5戸以下	103,000円	23,000円	56,000円
	6戸以上10戸以下	163,000円	36,000円	89,000円
	11戸以上30戸以下	320,000円	58,000円	165,000円
	31戸以上50戸以下	571,000円	92,000円	280,000円
	51戸以上100戸以下	980,000円	139,000円	430,000円
	101戸以上200戸以下	1,812,000円	235,000円	781,000円
	201戸以上300戸以下	2,587,000円	297,000円	1,064,000円
	301戸以上	3,169,000円	337,000円	1,287,000円

②新築の変更認定申請の場合 (法第8条第1項)

1棟の総戸数		事前審査なし	長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付あり	住宅性能評価書 (左に記載の住宅性能評価書を除く。) の添付あり
1戸建て住宅		23,000円	7,000円	9,000円
共同住宅等	5戸以下	52,000円	12,000円	28,000円
	6戸以上10戸以下	82,000円	18,000円	45,000円
	11戸以上30戸以下	160,000円	29,000円	83,000円
	31戸以上50戸以下	286,000円	46,000円	141,000円
	51戸以上100戸以下	490,000円	70,000円	215,000円
	101戸以上200戸以下	906,000円	118,000円	391,000円
	201戸以上300戸以下	1,294,000円	149,000円	533,000円
	301戸以上	1,585,000円	169,000円	644,000円

③増改築の認定申請の場合 (法第5条第1項～第5項)

1棟の総戸数		事前審査なし	長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付あり
1戸建て住宅		66,000円	19,000円
共同住宅等	5戸以下	152,000円	33,000円
	6戸以上10戸以下	242,000円	53,000円
	11戸以上30戸以下	476,000円	86,000円
	31戸以上50戸以下	851,000円	137,000円
	51戸以上100戸以下	1,461,000円	208,000円
	101戸以上200戸以下	2,702,000円	352,000円
	201戸以上300戸以下	3,859,000円	445,000円
	301戸以上	4,727,000円	505,000円

④増改築の変更認定申請の場合 (法第8条第1項)

1棟の総戸数		事前審査なし	長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付あり
1戸建て住宅		33,000円	10,000円
共同住宅等	5戸以下	76,000円	17,000円
	6戸以上10戸以下	121,000円	27,000円
	11戸以上30戸以下	238,000円	43,000円
	31戸以上50戸以下	426,000円	69,000円
	51戸以上100戸以下	731,000円	104,000円
	101戸以上200戸以下	1,351,000円	176,000円
	201戸以上300戸以下	1,930,000円	223,000円
	301戸以上	2,364,000円	253,000円

【2. 長期優良住宅維持保全計画に係る申請手数料】

①認定申請の場合（法第5条第6項、第7項）

1棟の総戸数		事前審査なし	長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付あり
1戸建て住宅		66,000円	19,000円
共同住宅等	5戸以下	152,000円	33,000円
	6戸以上10戸以下	242,000円	53,000円
	11戸以上30戸以下	476,000円	86,000円
	31戸以上50戸以下	851,000円	137,000円
	51戸以上100戸以下	1,461,000円	208,000円
	101戸以上200戸以下	2,702,000円	352,000円
	201戸以上300戸以下	3,859,000円	445,000円
	301戸以上	4,727,000円	505,000円

②変更認定申請の場合（法第8条第1項）

1棟の総戸数		事前審査なし	長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付あり
1戸建て住宅		33,000円	10,000円
共同住宅等	5戸以下	76,000円	17,000円
	6戸以上10戸以下	121,000円	27,000円
	11戸以上30戸以下	238,000円	43,000円
	31戸以上50戸以下	426,000円	69,000円
	51戸以上100戸以下	731,000円	104,000円
	101戸以上200戸以下	1,351,000円	176,000円
	201戸以上300戸以下	1,930,000円	223,000円
	301戸以上	2,364,000円	253,000円

【3. その他申請手数料】

・譲渡人を決定した場合等における変更認定申請の場合（法第9条第1項、第3項）

申請1件につき2,000円

・容積率特例の許可申請の場合（法第18条第1項）

申請1件につき170,000円